

定期予防接種

1 子どもの定期予防接種

- ・ロタウイルス感染症予防接種【10月1日より無料化】
- ・接種間隔の変更

2 高齢者インフルエンザ予防接種【10月1日より今年度分無料】



▷問い合わせ 健康づくり係
(☎223局3533)

芦屋町では、予防接種法などに基づきさまざまな予防接種事業を行っています。今回は、**1** 子どもの定期予防接種「ロタウイルス感染症予防接種」とそのほかの予防接種間隔の変更内容、**2** 高齢者の定期予防接種の「高齢者インフルエンザ予防接種」を紹介します。

1 子どもの定期予防接種

【ロタウイルス感染症予防接種】

ロタウイルスによる胃腸炎予防のための予防接種が、10月1日困から新たに定期予防接種になりました。

▷対象 令和2年8月1日以降生まれの人

▷種類 ロタウイルス感染症予防接種は2種類あり、どちらも効果は同じです。同じ種類の接種（経口）を規定回数受けることが原則です。



種類	ロタリックス® (1価)	ロタテック® (5価)
初回接種	出生6週0日後から出生14週6日後までに接種をします。この期間を過ぎても接種は可能ですが、腸重積のリスクが高まるため勧めていません。	
接種期間	出生6週0日後から出生24週0日後まで	出生6週0日後から出生32週0日後まで
接種回数	2回	3回
接種間隔	各回27日以上あける	

▷接種できる町内の医療機関（事前に予約をしてください）

- 須子医院 ☎223局0126（ロタテック®）
- 花美坂クリニック ☎223局2500（ロタリックス®・ロタテック®）

※ロタウイルス感染症予防接種を行っている町外の福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。福岡県予防接種広域化実施医療機関以外で接種する場合は、事前に健康づくり係に問い合わせてください。

【接種間隔の変更】

予防接種法の一部改正に伴い、10月1日困から、異なる種類のワクチンを接種する場合、注射生ワクチン同士を接種する場合は27日以上あける制限は維持しつつ、ほかのワクチンの組み合わせに関しては間隔の制限を設けないことになりました。ただし、同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限は継続します。

芦屋町人権・同和教育研究協議会



障がい者の人権

近年では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることなどから、国内で障がい者の人権について関心が高まっています。平成29年12月に内閣府から発表された「人権擁護に関する世論調査」によると「障がい者の人権」は人権課題の中でも最も関心が高い課題であるという結果が出ています。このように関心が高まる一方で、障がい者に関する人権侵害は後を絶ちません。

障がいのある人が職場で差別待遇を受けたり、店舗でのサービスなどを拒否されたり、いまだに人権侵害が発生しています。実際に車いすでエレベーターを利用した際に場所を取って邪魔だと言われる事例や、知的障がいがあることを理由に遊園地でアトラクションの利用を拒否される事例などがあります。こういった人権侵害が発生する背景には、私たちの社会に障がいに対する無理解や偏見があることが大きな要因と推察されます。

障がいのあるなしに関わらず、共に住みよい社会を実現するために、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。本法律には障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否することや制限を設ける「不当な差別的取扱い」の禁止や、障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときは、過重な負担のない範囲で対応する「合理的配慮」の提供が求められています。もちろん法律で禁止され、求められているからではなく、障がいのある人に対して十分に理解や配慮することは、個性を尊重した差別のない社会を実現していくうえで大切なことです。

「あまり関わりたくない」「自分には関係ない」という認識がいつの間にか、「差別や偏見」という障がいを生み出してしまっています。忘れてはならないのは、みんな同じ社会の一員だということです。障がいのある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解して支え合っていきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)

2 高齢者の定期予防接種

【高齢者インフルエンザ予防接種】

今年度は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行防止のため、インフルエンザワクチンの接種料を全額負担します（県と町が負担予定）。この機会にできるだけ早めに予防接種しましょう。

インフルエンザ
予防接種が無料
なんやね。
助かるばい。



▷対象 接種する日時点で①65歳以上 ②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人

▷持っていくもの 下記の書類を持っている人は、予防接種前に医療機関へ提示してください。

- 生活保護証明書類（診療依頼書）
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 介護保険負担限度額認定証
- 介護保険特定負担限度額認定証
- 令和2年度介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）
- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づく本人確認証

▷接種期間 10月1日(日)～令和3年3月31日(日)

▷接種回数 1回

▷接種料金 無料

▷接種できる町内の医療機関（事前に予約をしてください）

- 芦屋中央病院 ☎222局2931
- おのむら医院 ☎222局1234
- 柿木医院 ☎223局0027
- 須子医院 ☎223局0126
- 聖和会クリニック ☎223局1112
- 花美坂クリニック ☎223局2500

※町外の福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。福岡県予防接種広域化実施医療機関以外で接種する場合は、事前に健康づくり係に問い合わせてください。

※上記の対象者以外は、インフルエンザ予防接種を10月26日(日)以降に接種するようご協力をお願いします。